

魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま 制度要綱

(目的)

第1条 本制度は、福祉・介護人材の確保・定着を図るため、自ら就業環境の改善（人材育成やキャリアパス、定着・給与改善等）に取り組み、その内容を積極的に開示する事業所を「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」として、広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会（以下、「本支援協議会」という。）が確認し、公開することにより、福祉・介護職の魅力や就業環境が整った事業所の情報発信、事業所の円滑な求人活動の支援と就業の促進、職員の定着に役立てることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各条に掲げる用語の意義は、次のとおりとする。

宣言事業所 県内に住所があり事業所を有する法人とする。

(内容)

第3条 魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの内容は、次のとおりとする。

- (1) 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」に対して、魅力ある福祉・介護職場宣言事業所番号やロゴマークの付与等を行う。
- (2) 本支援協議会のホームページを通じて「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」の検索を可能とし、事業所の情報や就業環境の改善に向けた取り組みを公開する。
- (3) 本支援協議会の各種事業を通じ、福祉・介護職の希望者や興味・関心がある人等に対して「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」の情報提供を行う。

(ロゴマーク)

第4条 魅力ある福祉・介護職場宣言ひろしまのロゴマークは次のとおりとする。



【魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまロゴマーク商標登録第5765669号（T5765669）】

(宣言対象)

第5条 本制度の宣言対象となる事業所は、次の各号のすべてに該当するものとする。

- (1) 県内に法人本部があり、法人格を有する事業所であること。但し、全国展開する事業所などで県外に法人本部がある場合は、本支援協議会が認めた場合に限る。
- (2) 本支援協議会が実施する人材確保等事業への積極的な参加や協力が可能な事業所であること。
- (3) 本支援協議会の事務局である（社福）広島県社会福祉協議会が実施する「無料職業紹介事業」の求人検索サイト（福祉のお仕事）への事業所登録がある事業所であること。
- (4) その他法令等に違反していないこと。

(宣言の手続)

第6条 前条に該当する事業所（法人本部）で、魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしまの申請を行うおうとする事業所（法人本部）は、本支援協議会のホームページから「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の申請において別紙1-①、②、③の内容を入力し、法人代表者印を押印した宣言書（別記様式第1号）を本支援協議会に提出する。

- 2 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま」の宣言内容については、別紙2の審査項目基準により、本支援協議会のホームページから入力するとともに、確認資料を提出しなければならない。
- 3 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま宣言書」（別記様式第1号）の提出に当たり、提出資料チェックリスト（別記様式第2号）により確認のうえ、宣言書に確認資料を添え提出しなければならない。但し、申請並びにID・パスワード発行後、3か月を経過しても宣言内容（コンテンツ）入力がない場合は、申請を無効とする。なお、一旦無効になった場合は、再度申請をしなければならない。
- 4 申請に係る提出資料は、宣言の有無に関わらず返却はしない。
- 5 申請を行った事業所（法人本部）は、本支援協議会が行う「魅力ある職場づくりのための自己点検ツール」を申請年度内に実施することとし、就業環境改善などを目的としたセミナー等へ参加する。

(宣言事業所の決定)

第7条 本支援協議会は、前条第1項の規定による申請があった場合、提出資料等を確認後、本支援協議会が依頼するコンサルタント（社会保険労務士）により、現場で確認を行い、宣言者が「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」として適当であると認めたときは、本支援協議会によりその旨を文書（別記様式第3号）で決定を通知する。

但し、提出資料等を確認後、更に宣言内容（コンテンツ）の入力や追加資料が必要な場合は、保留の通知をする。保留の有効期間は、保留通知の発送日から1年以内とする。

(宣言事項の変更)

第8条 「魅力ある福祉・介護職場宣言事業所」は、第6条第1項の規定により申請した事項のうち変更があった場合は、魅力ある福祉・介護の職場宣言事項変更届（別記様式第4号）及び内容が確認

できる資料を本支援協議会に提出しなければならない。

(宣言の更新)

第9条 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」の有効期間は、本支援協議会から事業所の法人本部に宣言を通知した日から起算して2年間とする。

2 前項に規定する宣言の有効期間終了後も、引き続き「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」として宣言する事業所は、第6条の規定により再度、申請を行うこととする。

(宣言の取消)

第10条 本支援協議会は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合、「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」を取り消すことができる。

- (1) 宣言基準に適合しなくなった場合
- (2) 事業所から、宣言辞退の申出があった場合（別記様式第5号）
- (3) 事業所が正当な理由なく、有効期限の更新手続きを行わなかった場合
- (4) 当該法人が解散または事業を廃止あるいは休止した場合
- (5) その他、本支援協議会が宣言を変更又は取り消す必要があると認める場合

(宣言先)

第11条 本制度の宣言先は本支援協議会とする。

広島県福祉・介護人材確保等総合支援協議会

【事務局】(社福) 広島県社会福祉協議会 福祉人材課 (広島県社会福祉人材育成センター)

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 TEL 082-254-3415 FAX 082-256-2228

E-mail : jinzai@hiroshima-fukushi.net

【ホームページ】「ふくし♥かいごネットひろしま」<http://www.fukushikaigo.net/sengen/>

(宣言基準)

第12条 「魅力ある福祉・介護の職場宣言ひろしま事業所」の宣言基準は、本支援協議会が別に定める。

(施行の細目)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、本支援協議会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年7月27日から施行する。

平成28年2月25日一部改正

平成28年3月30日一部改正